

令和5年3月2日 一般会計予算決算特別委員会 補正11号 分科会報告

開会 9時00分

○落合議会事務局長 互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立お願いいたします。相互に礼。ご着席ください。はじめに委員長よりご挨拶をお願いします。

○7西下敦基委員長 改めましておはようございます。それこそ本日はこの後議会運営委員会とかと午後はまた質疑の調整がありますので、できれば皆さん上手く行く様にお願ひしたいと思います。挨拶は以上となります。

○落合議会事務局長 ありがとうございます。それでは、ここから先の進行は委員長お願いします。

○7西下敦基委員長 ただ今の出席委員数は、17人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。

それでは、審査事項に入ります。2月24日に本特別委員会に審査を付託されました「議案第12号 令和4年度菊川市一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。この議案は、2月24日に、各分科会で審査いただきありがとうございました。本日は、それぞれの分科会長から審査内容の報告及び質疑を行い、自由討議、採決により特別委員会としての結論を出したいと思います。なお、質疑については、自身が所属しない分科会への質問に限りお願いします。また、分科会内での審議内容については、会議録で確認をお願いしておりますので質問しないこととなっております。議事進行へのご協力をお願いします。

それでは、「議案第12号 令和4年度菊川市一般会計補正予算（第11号）」を審査します。はじめに、総務建設分科会の報告を行いますので、進行を「小林副委員長」と交代します。

○9小林博文委員長 それではここから私が進行させていただきます。西下総務建設分科会長から審査内容をご報告ください。

○7西下敦基委員長 一般会計予算決算特別委員会 総務建設分科会報告、2月24日の本会議において一般会計予算決算特別委員会に付託された、議案第12号「令和4年度菊川市一般会計補正予算（第11号）」のうち、本分科会の所管事項について、2月24日に

った審査内容を報告する。令和5年3月2日菊川市議会一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会長 西下敦基。

総務部主たる質疑。

「コミュニティバスの運行委託料が減額となった理由は」との問いに、デマンド試験運行の利用料が見込みより少なかったことが主な理由である。コミュニティバスは、定時定路線とデマンド運行の2つの形態を取っており、デマンド運行はタクシー車両を使用し、奈良野・布引原コースは終日、三沢・河東コースは午後のみ2つの路線で運行回数や距離等の実績によって毎月支払いをしているものである。予算計上は、デマンド運行の利用者は菊川病院に行く方が多いため、それぞれのコースで一番遠いところを始点とし、終点の菊川病院までタクシーで行った際の金額を基に計算している。デマンド運行の実働回数は前年度比の約2倍となったが、奈良野・布引原コースが1回2,000円、三沢・河東コースは1回3,000円のマックスで計上しているため短い距離の利用が多かった結果、コミュニティバス運行委託料としては減額となった。との答弁であった。

危機管理部主たる質疑。

「大規模地震対策等総合支援事業費、各種事業の件数が予定より少ない要因と対策は」との問いに、申請が少ない要因は、安価ではないものは費用の面、家具の固定は、寝室には背の高い家具を置かないなど自助で対策がされているためと推測している。令和4年度の申請数を増加させるための取り組みとして、65歳以上のみの世帯へ直接、各事業の案内を郵送した。感震ブレーカーは、補助対象者を拡充するとともに申請書類の簡素化にも取り組んだ。また、今年度は、初めて本庁舎1階のロビーに防災ベッドや感震ブレーカーを設置し、PRを行った。今後も各事業の内容を分かりやすく説明をして、いろいろな場面や手段を利用し、繰り返し家庭内の防災対策として各事業の啓発を実施していきたいと考えている。との答弁であった。

企画財政部主たる質疑。

「徴収対策業務費、市税滞納者の徴収方法は。また、滞納への対策及びその実績は」との問いに、徴収の実施方法は、納期が来ても未納であった場合は、納期限後20日以内に督促状を送付する。督促状を送付しても納付がない場合は、催告書を送付している。督促状や催告書を送付しても納付や電話連絡等の反応がない場合は、預貯金や給与等の資産の状況調査を行う。調査の結果、差押え可能な資産があれば差押えを実施、差押え

可能な資産がない場合は執行停止等の滞納処分を行う。これらのやり取りは、基本的には通知で行い、納税相談を希望される方があれば、面談での相談を行う。滞納への対策と実績は、まず、未納は放置すると延滞金が発生し、金額が膨らみ納付しにくくなってしまうため、早めに納付してもらうような対応をしている。今年度は、10月に現年度分のみに滞納がある方を対象に催告書の送付を行った。642人に送付し、1月末時点で本税額1,226万3,451円を徴収した。その他、本年度は週1回水曜日に県職員が短期派遣で来庁し、滞納者の実態調査や処理方針決定への協力や、県の事例などを基に助言等ももらっている。本年度は、1月末で324件の実態調査と603件の処理方針決定を実施してもらった。また、市税の徴収が困難な案件は、静岡地方税滞納整理機構に移管し徴収している。本年度は20件移管し、1月末の実績で本税675万144円、延滞金162万2,695円、合計で837万2,839円を徴収した。との答弁であった。

生活環境部主たる質疑。

「浄化槽設置事業費補助金447万4,000円減の内訳は。また、くみ取りから合併浄化槽への付け替え実績及び付け替え率は」との問いに、本補助制度は国交付金及び県補助金を財源として補助を執行し一般財源分を補填しているものである。国交付金及び県補助金が上限に達したため、補助の執行を終了し一般財源分の減額を行った。また、くみ取りからの付け替え実績は4件で付け替え率は3%になる。との答弁であった。

建設経済部主たる質疑。

「建築物等耐震改修促進事業費、各種事業の補助件数が予定より少ない要因は。また、制度上、周知方法に課題があるか等の分析はしているか」との問いに、「わが家の耐震診断」は、予定25件に対して17件、耐震補強計画補強工事一体型は予定10件に対して6件の実績となった。補助件数減少の理由は、「わが家の専門家診断」は、高齢化と対象戸数の減少、耐震補強事業は、所有者の高齢化と資金面の負担が主な要因と考えている。輸送路沿いの耐震改修事業は、令和2年度から対象の3件の方と交渉を続け、うち、西方地区の1件の補強工事が完了した。残り2件は交渉を続けており、所有者の高齢化と補強か解体かについて家族内で話がまとまらなかったことが進まなかった要因である。ブロック塀の撤去は、予定20件に対し8件、ブロック塀の更新は予定8件に対して3件となった。補助件数が少ない要因は、平成30年6月のブロック塀が倒壊したことにより小学生が亡くなった大阪府北部地震から月日が経過し、所有者の危険性に対する意識が

薄れてきたのではないかと考えられる。制度の周知については、従来からの広報やホームページへの掲載に加え、今年度から県のテレビCMや市のSNSを活用したPRを行った上で、ダイレクトメールの送付等可能な限り周知を行った。との答弁であった。

「県立自然公園管理事業費、維持修繕費211万9千円の減額は。修繕計画により次年度以降での実施とあるが、丹野池公園の全体的な修繕検討・計画見直しの具体的な説明を」との問いに、丹野池公園の展望台の修繕にあたり見積もりを取ったところ、物価や資材の高騰などの要因も重なり大幅な増額が必要であるということが判明したため、スロープは令和5年度に看板と合わせて実施し、展望台は6年度以降に実施という計画に見直した。丹野池公園は、展望台以外にも修繕が必要な施設があり、今後も物価高の影響を受けるという判断をし、修繕費平準化の観点から、改めて計画的に実施することが重要であると認識したため、今年度の修繕を中止した。修繕計画については、東屋の塗装を10年に一度に設定する、ウッドデッキの塗装を15年に一度に設定する等、塗装事業者と性能維持が図られる期間を協議しながら塗装計画を延長するなどの見直しを行なった。との答弁であった。

会計課主たる質疑。

「会計管理費、JFT-LGWANの導入が不要となった理由は」との問いに、現在は資金移動や口座振替処理などのデータ伝送処理には、NTT西日本のISDN回線を利用している。ISDN回線が令和6年1月31日をもって終了となるため、新たなデータ伝送方法を各金融機関や関連業者と打合せを行い検討を進めてきた。その結果、当初導入を予定していたJFT-LGWANを導入するLGWAN回線よりもインターネット接続をするVALUX回線の方がデータ伝送処理や残高照会、入出金処理照会などのリアルタイム処理のどちらにも対応することができ、電子証明書をパソコンに導入することにより安全性の確保につながり、さらに毎月のデータ伝送手数料が安価であるといったようなメリットが大きかったため、LGWAN回線を利用しない伝送方法を選択したことに伴いJFT-LGWANの導入も不要となった。との答弁であった。

議会事務局主たる質疑なし。

消防本部主たる質疑。

「消防団員報酬費、172万2,000円減の内訳は」との問いに、令和4年度当初予算は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長は、菊川市消防団の組織等に関する規則

で決められた人数、その他役職のない団員は定員から49名少ない185名分として、菊川市消防団条例に定める役職ごとの報酬額を乗じて予算計上している。減額の一番大きな要因は、現時点で役職のない団員が、予定人数よりも33名少ない152名であるため当初予算要求額と比較して、172万2,000円の減となった。また、令和4年度は消防団員の入れ替わりにより新たな編成となったときに、団員減少の影響から部長と班長を兼務する役職兼務を行う分団があった。さらに、退団者が機能別団員として消防団に残ったことから機能別団員が増えたなどの増減により21万円減額となった。199万2,000円の不用額に対し本来であればその不用額全てを減額するべきであるが、今後、年度末までに入団希望者があった場合には報酬を支払う必要があるため、5名分の報酬27万円を残し、差引き172万2,000円の減額となった。との答弁であった。

自由討議、繰越明許費について。

答弁にあったとおり国の第2次補正が大きく出て、これまで予定していた事業が前倒しになるという答弁に対してはやはり納得せざるを得ない状況だろうと思う。しかし、繰越明許は、事故繰越と繰越明許の違いというのがあり、不意の事故などやむを得なく繰り越さなければならない場合であっても、丹野池の件に関しては内容が極めて微妙であり、事故繰越の要因にあたるので減額をし、翌年度、もう一度精査して予算の組立てをするというようなものは、考え方として繰越明許なのか事故繰越なのかというところが少し判然としない部分がある。その判然としないのは何が問題かと言うと、区分とすると予算計上がされているものが繰越明許であって、そうでないものは事故繰越になっていくわけである。今回は、例外的に国の第2次補正があったということが大きな原因なので予算の組立て上、大きな問題になるというわけではないと感じた。ただ気になるのは、予算の仕組みとして似たようなものの中で継続費、債務負担行為の区分として、予算を我々が審査をするにあたっては非常に分かりにくいということがあるということを感じている。

建設工事などは想定外のものができて工事が進行しないため繰り越されるということはよくある。でも、それはやむを得ない部分があるのと、工期を無理やり押し進めることによって安全性が保たれないなど、しっかりとした工期の算定見直しというのがあると思う。実質できない期間があればその分は延ばしてやらないといけない。もう1つは、繰り越してそこで物の値段が上ってしまうというようなことがあると、物価スライ

ドなどまた大変な話にもなってくるため、本来ならできるだけ繰り越しはないほうがいいのだが、いろいろな面を考えれば繰り越さざるを得ないことも多々あると思う。

実質的には会計年度独立の原則、これを基本にしながらやらないといけないと思う。ただ、特例をなぜ設けたかということだが、国が一旦つけた予算を減らさないために、工事の発注が2月、3月に集中していた過去があった。翌年度へ繰り越すための手続はその当時からあったが、繰り越しをする手順が非常に難しかったために、そういう工事の発注の仕方もされていた。財政法の第14条の3繰り越し明許、財政法第42条事故繰り越し書で繰り越しの基準といったものを設けて認められるようになった。ただし、性質上、予算成立後には予算に基づいた予算執行をするということが基本にある。それで、国のほうが第2次補正などを遅く出すケースがあるが、それによって地方自治体の負担が大きくなることがある。

防災事業の減額について。

防災関係の2つの事業では、危機管理課で大規模地震対策等総合支援事業費で、家具転倒防止、防災ベッド、耐震シェルターなどを扱っていた。もう1つは都市計画課の建築物等耐震改修促進事業のわが家の専門家診断事業、耐震の診断、緊急輸送路の関係とブロック塀、あと耐震化補強の関係となっている。どちらも大地震に関わるもので、これが減額されている課題としては周知がうまくいっていないのではないかな。

圧死にならない方法を一番に考えるなら、耐震シェルターとか防災ベッド、金額は耐震シェルターで20万円ぐらいが必要となる。特に高齢者で1日の半分以上寝たりしているような方が被災時に死なない確率を高めるため、そのシェルターなど積極的に補助し、家の改築費用みたいに何百万円とはかからないので、そういう物を配備することを促進したほうがいいのではないかな。高齢者の家庭や1人の家庭では、なかなか耐震が進まないため、そういった人たちに制度の理解をしていただくための手法が足りないのではと思う。

緊急輸送路は大きな掛浜バイパスであるとか、そういった路線になるが、そうでない私道、市道でないというところでも危険なブロック塀があり、そういった緊急輸送路に出るための路線がもし仮にそこで支障が出たら通行ができなくなる。そういった所もしっかり改修するとか、補強するというのをやらないと全体機能としてはうまくいかないのではないかな。

掛川では防災に関する市民条例があったと思う。市民の意識が高まらなると事業そのもの、市や県の制度利用も伸びないため、また減額になってしまうのではないか。

TOUKAI-0制度創設の背景には阪神淡路大震災といった教訓を生かすというなかで、住宅の倒壊、家具の転倒による圧死、窒息死等を防ぐために種々の支援をしており、静岡県としての取り組みは早く支援制度として充実している。しかし、制度の施行期間が長くなってくると、その為だけにその支援を使わなくなってしまうことが起こってくるのではないかと感じる。あまり長い期間ではなく総仕上げに向けた短期間設定のロードマップも作成されている。都市計画課で進めているものと危機管理課で進めているものは違い、都市計画課で扱っているものが診断と補強工事と建替え、住み替え等で、危機管理課では、耐震化以外の命を守る対策の促進ということで、防災ベッド、耐震シェルター、こういった耐震化以外の対策の普及を実施している。現在、県では令和7年でTOUKAI-0関係を終期に充てており、目標達成率を95%に置いており、未達成の5%を完結するための施策を実行中とのことである。以上です。

○9 小林博文副委員長 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。よろしいですか。以上で質疑を終了いたします。ここで進行を委員長にお返ししたいと思います。

○7 西下敦基委員長 次に、教育福祉分科会の報告を行います。小林教育福祉分科会長から審査内容をご報告ください。

○9 小林博文副委員長 一般会計予算決算特別委員会 教育福祉分科会報告。

2月24日の本会議において一般会計予算決算特別委員会に付託された、議案第12号「令和4年度菊川市一般会計補正予算（第11号）」のうち、本分科会の所管事項について、2月24日に行った審査内容を報告する。令和5年3月2日菊川市議会一般会計予算決算特別委員会、教育福祉分科会長 小林 博文。

生活環境部主たる質疑。

「動物愛護管理費、狂犬病予防集合注射の実施日が減った理由は。また、実施日が減ったことによる影響はないか」との問いに、小笠獣医師会で、集合注射に従事できる獣医師が減ったため、掛川市、御前崎市も含め会場数と実施日を減らした。コロナ過で集合注射を行わなかった令和3年度も接種頭数はほとんど変わっていないため、実施日が減ったことによる予防注射への影響は小さいと考えている。獣医師も高齢化、後継者不足

により集合注射自体が難しくなると感じているため、菊川市、掛川市及び御前崎市3市で動向を注視しながら対策を検討していく。との答弁であった。

健康福祉部主たる質疑。

「民生委員活動費、協力員が10人から2人へ減った理由は。また、民生委員推薦会の回数が減ったが、11月任命ならば回数をもっと早く確定していたのでは」との問いに、民生委員・児童委員協力員制度は、民生委員・児童委員の活動を補佐するため、個々の委員からの要望によって配置する静岡県独自の制度である。当初予算では、12月の一斉改選後の新任委員からの要望を見込み配置を10人としたが、改選後の確認で今年度中は制度利用の見込みがないため、現状の2人に減額をした。本制度は、今後も協議会が各地区で毎月行う定例会の中で、利用促進を図っていく。民生委員推薦会は、一斉改選のため7月に開催をした。その時点で5名の民生委員・児童委員及び2名の主任児童委員の選出がなかった。そこで、推薦会委員の負担を考慮し、集合方式でやるべき事案があれば集合方式とし、それ以外は書面決議をすることとしたことから、今後委員会の開催はないと見込み減額した。なお、現時点で1名の地区の民生委員・児童委員及び1名の主任児童委員が欠員であり、引き続き調整を行っている。との答弁であった。

こども未来部主たる質疑。

「保育事業費、負担金、奨励金、補助金の減額の要因と内容の説明を」との問いに、臨時交付金の給食費保護者負担軽減負担金は、事業確定に伴い人数の変動に対応するための調整分として計上していた予算を減額した。保育士等就業奨励金は、当初35人350万円を計上したが、申請が20名であったため差額150万円を減額した。多様な保育推進事業費補助金は、所要額調査で、乳幼児保育事業として1歳児2,076人、2歳児2,568人、外国人児童保育事業として6人から9人の受入れ園を3園、10人以上の受入れ園を2園、補助要綱に定める限度額で計上した。実際の申請は、乳幼児保育事業が1歳児1,818人、2歳児2,323人であった。外国人児童保育事業が6人から9人の受入れ園3園のうち、1園が7月からの適用となり、10人以上の受入れ園が1園減少したため減額となった。障害児保育事業費補助金は、所要額調査で、10人分の加配保育士の配置に必要な経費等を補助限度額で計上したが、実際の申請は、対象経費と補助限度額を比較し、低い額が補助対象額となるため減額となった。保育対策等促進事業費補助金（延長保育事業）は、所要額調査で、30分延長分を4園、1時間延長分を1園、補助限度額で計上し

たが、実際の申請は、30分延長希望園1園が減少となり、1時間延長希望園1園は、対象経費と補助限度額を比較し、低い額が補助対象額となるため減額となった。保育対策総合支援事業費補助金（保育支援者事業）は、所要額調査で、基礎部分を5園、見守り活動分を3園として限度額で計上したが、実際の申請は、対象経費と補助限度額を比較し、低い額が補助対象額となるため減額となった。保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は、事業確定に伴い、人数の変更の調整分として計上したものの減額である。との答弁であった。

教育文化部主たる質疑。

「教育活動推進費、看護支援員の7月末退職の補正が2月となった理由は。また、後任など退職後の対応はどうであったか」との問いに、該当する看護支援員は、年度当初より7月で退職することが決まっていたため、夏季休業明けより看護支援員を新たに雇用する予定で募集をしていた。しかし、主治医の指示により、対象児童について医療的ケアの必要がなくなり、看護支援員は不要となったが、学校や保護者が引き続き対象児童を支援していくという状況であった。このため、主治医や関係機関と調整をし、新たに支援員を雇用することを検討していたため、2月補正での減額となった。との答弁であった。

「放課後子ども教室推進事業費、各教室の実施状況はどのようであったか」との問いに、各小学校の子ども教室の実施状況は、コロナ前は市内の全9校で実施されていたが、コロナ禍の令和2年度・3年度は、実施に至らないところが多く、河城小学校のみで実施した。令和4年度は、河城小学校で27名の児童を対象に14日間で17回実施、加茂小学校で56名の児童を対象に8日間で48回実施した。また、堀之内小学校と内田小学校、横地小学校は、規模を縮小して参加を募ったが、応募が少なく実施できなかった。他の学校は感染対策への不安や、開設に必要なスタッフ人数の確保に課題があり、今年度の開催を見送ったという状況であった。次年度以降は、地域の方々の協力や学校からの賛同を得た上で、コロナ対策、児童、保護者のニーズに沿った内容を検討する等、開催方法を見直し再開していきたいと考えている。との答弁であった。

自由討議、獣医師不足について。

保育士など、いろいろな人材が不足している中で、ここでまた獣医師不足がでてきた。過去の報道に、獣医師が不足しているので獣医学部をつくるという話もあった。収益が

あれば目指す若者が出てくると思うが、獣医師は収益が安定しないのか、学校が足りないことが要因にあるのなら、獣医学部を増やさなくてはいけない。

狂犬病の予防注射は、個人のかかりつけ病院に行くとのことだ。獣医師は以前、牛や豚などの家畜を診るのが主な仕事であったのが、今は犬や猫などのペットを診るのが主になってきているのではないか。

民生委員・児童委員について。

菊川市の民生委員の定員数は現在83名である。以前、国からの要請により人数を減らしたことにより、自治会をいくつも掛け持ちしている。それにより協力員制度ができた。ほとんどの委員が1期3年で辞めてしまい、2期、3期やる人は少ない。インターネットで調べて大変であることや、気持ち的に責任が重いということで、自治会長がお願いに行っても断られて、最後には自治会長自身が受けるなど、自治会長が大変な思いをしている。

私の地区も同様に、4単位自治会で1人だが、3年で必ずというくらい辞めてしまうため、当番制を取っている。長くやっていただければ有難いが、なかなか仕事をしていては難しいため、協力員もフォローするという立場では、ほぼ同じイメージで、なかなか集めても定数には達しないのが実情ではないか。コミュニティ協議会や自治会も同様に、お願いするのにいい事例があれば広めてほしい。

コミュニティの問題は、長い間課題となっているが、私の自治会では、防災組織の見回り担当の人達が民生委員と同じぐらいの期間で要支援者を回るため、民生委員一人で抱えるよりは負担が軽く、それが協力員のようなものではないか。年々独り暮らしの高齢者の数が増えており、一人で30人、40人を見て回るのは不可能ではないか。

民生委員もある程度の経験や人の話が聞ける人でないと難しいが、逆に一生懸命やり過ぎて、それを全体会で報告された場合、他の人は負担になるので、適度に人と関わるのがよいのではないか。関わりが必要な人の数はどんどん増えるため、対応が追いつかないのが実情ではないか。各自治会の防災対応では、班単位程度で把握して助け合える仕組みが必要だが、なかなかうまく回っていないのではないか。

多くのところで役員が不足している。民生委員になった人は過去を振り返ると、自治会長、会計など若い頃から多くの役をこなしている。各組織で敬意を払って民生委員を行事へ招待するが、民生委員の仕事に専念させてほしいと言っている民生委員もいる。

困り事や心配事を行政につなげるような話なら良いが、隣近所のトラブルなどに巻き込まれてしまうと、言葉一つで敵になったり味方になったり、本当に大変である。あまり深入りせず、行政や社会福祉協議会で実施している心配ごと相談につなげていくようにしないと大変な重荷になる。

民生委員は、市民の生活を守るというのが一番の重要なことではないか。これから先を考えると民生委員は絶対に必要であり、制度化ができれば本当に良いのではないか。我々議員として、市民生活向上のため考えていくべき大きな問題だ。

看護支援員の退職時期と補正の関係について。

後任がどうだったかというところが、説明資料の中で見えなかった。7月に退職をするという組立て自体に基本的に問題があったのではないか。もともとこの対象の児童のために看護支援員が要るということで、その方が解決すれば、一度は切っても構わないと思うが、解決する時期と本人が辞めたいという時期が全く一緒になったということに疑問を持った。この時期に補正をかける仕組みが分かりづらい。

放課後子ども教室について。

コロナで前年はほとんど実施できなかったが、数年前から全教室で実施できるようになった。しかし、スタッフ不足、開催内容で困っていた教室も多かった。平日の夕方の開催で高齢者のスタッフが多く、コロナ禍で感染防止のためにやめてしまったところも多かった。根本的なあり方を考えていかないと、継続が大変難しいのではないか。放課後子ども教室と放課後児童クラブを一緒にしてやっていこうという考えも必要である。

放課後子ども教室に関われば、子ども達との交流ができ大変面白いと思えるのだが、コロナで休むとスタッフが切れてしまう。コーディネーターが一生懸命お願いしても、スタッフを集めることに一番苦労しているのが実情である。

令和4年度は、当初からやらないと決めたところが何校かある中で、全体の補正が今回となるのは問題があるのではないか。また、クッキングのために放課後子ども教室用予算で専用の備品を購入したが、結局教える人がいなくなり、そのままになっている備品もある。放課後子ども教室は、学校備品とは別で準備する必要があり、先生方が管理するものではないため、その辺のルールも考えていかななくてはならない。

放課後児童クラブの児童だけでなく、帰宅前に放課後を過ごすための子ども教室というのが本来の考え方であるが、今は習い事をしている子どもも多く、参加者も年々減って

きてしまっている。子ども達のニーズも変わってきているため、傾向をつかみ制度的に考え直すべきである。

ボランティアの限界が来ている。ボランティアに対しても行政は予算化をして確保する必要があるということが、様々な事業に対して言えるのではないか。安心して生活できる菊川市とするならば、みんなと一緒に学校でできるだけ過ごせる居場所をつくっていく必要がある。

補助金・交付金事業と補正の出され方について。

保育園では社会的に色々な事件があるが、保育士がやはり足りないというのが根底にある。仕事が大変であり、給与が低いため、資格を持っていても働いていない人が何万人もいる。社会的な事件が多く、菊川市民も不安を感じている。その不安を解消するためには、人員を菊川市で単独事業として雇い、本当に安心して住みやすい、子ども教育ができる市にしなければいけない。

補正全体として、予算を長く持ちすぎており、不要額が分かった時点で返すことも必要ではないか。結局、補助事業も、4月か5月頃には子どもの数が決まり必要ないものが分かってくるので、少なくとも9月補正で再調整をする必要がある。前年度の2月や当初の4月で調査をしたきりで、年度末で精算するというやり方に問題があるのではないか。もう少し早く実態をつかんで、不要になったら財政へ返して、新しい仕事へお金を充てる。ここの組み立てを行政全体でやってもらいたい。

保育士等就業奨励金では、新規のあいキッズの分が入っている。4月時点で、本年度中には開園できないと分かっていたら、早い時点で見直せたのではないか。確かにお子さんの出入りもあり、確定するのは難しいとは思いますが、精査し、丁寧にやっていくべきではないか。各補助金の要綱は分かりづらく、各園も提出書類を書くことに精一杯である。昨年の委員会からの意見書の回答に、私立園に対し指導しますとあったが、スペシャリストの職員を育てていくことが必要である。

国、県100%の補助事業は少ないので、市の持ち出しが出てくるが、少しでも有利で保育の助けになるような制度があれば、積極的に取り入れて欲しい。うまく制度を利用して、市単も考えて、大事な子ども達に関わる保育士に手当てをしていく必要がある。

色々な補助金は低い方へ低い方へ持っていくという形である。市として必要なものについては、国の制度を超えてでも、単費で上乗せしていく要綱をつくり、一番有効なもの

にお金を使おうという姿勢で見直しをするべきである。

なかうちだのぞみ保育園も民間で運営しているが、施設が古すぎて外観のペンキも剥げていて、けがの心配もある。放課後児童クラブにも使っている。予算の関係もあると思うが、市の持ち物であるので整備が必要である。補正を見直し、お子さんを育てる環境づくりを積極的にやっていく必要がある。

質疑で多いのは、なぜ今ここで補正が出るのかという点。予算を有効に使えるよう、これはやらないという部分は早く出して他で必要としている部分に回せるようにしていく必要がある。以上でございます。

○7西下敦基委員長 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手のうえ、発言をお願いします。

自分から最初に、教育福祉の方で医療ケア児のことで、看護師さんは7月でそういった話なわけですけれども、今回広報菊川で1300円ぐらいの時給で看護師さんを募集されてちょっとその時給で大丈夫なのか人が来るのかなというちょっと心配もあったし医療ケア児にも必要なときと必要じゃないときの差があると思いますので。そういったのを菊川病院の看護師さんと連携して、いないときは派遣してもらったそういった制度も考えられないのかなというふうにちょっと自分は思ったので、そういったことについてご意見がある方がいればお願いします。12番。

○12織部光男議員 12番織部です。まさにその通りで現在保釈というのがこれ紙幣の看護費の問題とか、民生委員のなり手不足。非常に大きな社会問題でもあります。だから菊川市としてですね、やはり限られた予算をどのように使うかで我々が考えなきゃいけないことです。教育福祉で保育園で近隣でも事件がありますけどね。やはり人手不足でストレスが溜まっての行為ということになっていると。やはり行政に要求しなきゃいけないのはその辺の問題点がわかっているから、その対策をしっかりとしなきゃいけない。ということを私は常々思っております。

○7西下敦基委員長 他にご意見のある方はこちらに関係関連するものがなければこん

なもので結構ですので。挙手の上お願いします。はい。15番。

○15内田 隆議員 15番です。それに国の方もそうになっていると思うんですけど、単年度主義の話があって、やっぱりできるだけ早く、評価決定。例えば先ほど言った多分発注しようとしたらということがしたいかな聞いていたんですけど。丹野池やはりそこでも県費以外は伝わらないことではなくて、早く出ているなら早く補正をかけてこれは直さなきゃいけないっていあげなきゃいけないことを決めて、当初予算分を取った以上は財源を確保して、やり通すというそういう視点がかけてる車内からやはり繰越明許でやると。その事業については来年度、仕事が増えちゃうという繰り返しになっちゃう。あくまで3月に終わって、いよいよ新年度からは新しい予算を組み立てて執行していく。なんかそういう視点の中でやっていかないと、どうしても繰越明許が増えてくる補助事業は仕方がないというふうになるかもしれないですけど、やはり短期で繰り越すってなるとどっかに課題がある。私は、思っていました。

○7西下敦基委員長 意見がありました。はい。これに関連してのご意見をまず先にあれば、はい。12番。

○12織部光男議員 12番織部です。今の話は補助金頼りの事業だからだと、原因はそこにある。単独事業でやられるのであればそれはいいでしょう。補助金がなくなったらやめざるを得ない。それが私は今の菊川市の財政の根本的な問題だと思う。

○7西下敦基委員長 はい。他にご意見ある方は。はい。16番。

○16横山隆一議員 繰越明許についてですが、総務建設委員会の今回の繰越明許が18件と多かったわけですが、繰り返しになりますけれども、これは特殊な例外的なものであってあるということで、問題というのは、本来会計年度独立の原則が当然、繰越明許をたくさん取るっていうのはそれに抵触するわけですね。繰越明許の内容というのが、国の第2次補正として出てきたということで事業の前倒しになっているというのが、今回の問題だったわけです。繰越明許は通常繰越明許と事故繰越というのがあって、今回の場合においても区分が変わるわけですね。通常繰越明許の場合においては、議決を経て繰り越すのが繰越明許なんです。事故繰越っていうのはやむを得ない事情があって、それで議決を経ないで予算を執行していくというのが事故繰越になるわけです。そうすると、先ほど言ったように私達が会計年度独立の中できちんとした審査がしにくいということが問題だということは私は申し上げてるわけです。繰越明許というのはあ

くまで出来るだけ出さない。出ないように、災害とか気候変動とかがあってというのは当然考えられますけども。出来るだけ出さないというのが基本だと私は思うんです。

○7西下敦基委員長 はい。ありがとうございます。これに関してご意見があれば、なければ他の意見でもかまいませんけどなるべく発言されてない方に発言をお願いいたします。はい。14番。

○14松本正幸議員 今ね、横山議員が言われたんですけど繰越明許の事業が18じゃなくて23ありますね。2次補正の分が14事業。それからデジタルの関係が4事業。災害関係が5事業。こういうことで説明がありました。そのこのところの訂正をお願いしたい。それとですね。補助制度のあり方なんですけれども、いろいろ教育福祉の関係で補助も事業についても色々ご意見があったように思います。補助制度のあり方っていうものが少しね、ある程度早めに見直しをする方がいいんじゃないかな。ということを考えています。今までは3、4年で補助制度の見直しをしてきたことがあるんですけど。やっぱり社会の動きが非常に激しいということもあります。そんな中でやっぱり補助制度、実施要項までも含めた中で、考えるべきじゃないかと思うことがあります。補助事業も単年で恐らく事業名も変えられて中身はあんまり変わってないんですけども。そういった中身の関係など含めて変えていく必要が私はあるんじゃないかなと思います。今まで菊川市の補助事業の制度、かなりの数があると思いますので、当然長く続いている補助事業をやはり見直す必要があるんじゃないかなと思ってます。細かな部分で補助制度を全て洗い出ししまして、議会としてのそういった制度の見直しについて意見を入れたり、行政に対して、取り入れてもらう形をとったらどうかなって自分は思ってます。少し提案をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○7西下敦基委員長 ご意見をいただきました。これで3件または後ほど意見があれば、お願いします。はい。12番。

○12織部光男議員 12番織部です。今の松本議員の提案というのは私は素晴らしいと思います。ぜひ、委員会なりでそういったことをまとめて行動に移していただければと思います。

○7西下敦基委員長 他にご意見ありますか。自分から、教育福祉の方で子供の関係で4月の子供の人数が決まったので補正をかけてちょっとタイミングが遅いんじゃないかっていうことで、9月ですれば、その予算もまた他に使えるんじゃないか。そういったこ

とってできないのかなと思ったんですが、これについての皆さんのご意見もある。お願いします。はい。13番。

○13倉部光世議員 13番。幼保について先ほどの中にもありましたけど。だいたい3月、2、3で各園に聞き取りをしておいてまた4月とかにある程度確定したってチェックをするんですがその後の5月とかに確認をしている気配が、この間も確認したところあまりなく、結局年度末まで引っ張ってきてるっていうのが現状のように受け取りました。確かにお子さんの出入りは一年中あるもんですから。ある程度仕方がないなと思うところありますけど、やっぱりどこか4、5でしっかりと見直していけば本当にいらないところを今回特に目立ったもんですから、皆さん気になったと思うんですけど。やはり一度9月でしっかりと区切ってみて他の使えるところに回していただくってことはやっていただかないといけないんですよね。この年度末で補正かけられても結局残ったお金を使える部分がなくなってしまうので使うことに関しては、早め早めにやっていただきたいし、この幼保の補助金は本当に細かくていろいろあるんですけども。国から来ている補助の形と菊川市として取り入れている部分が結構ちょっとずれているものがあったりですとか、必ず市が3分の1とか4分の1とか持たなきゃいけないものも多いもんですから。その中で厳選してやってるとは思うんですけども、やはり使える補助金ってもっと結構あるわけなので、その辺、精査して無駄のない使い方をやっぱりやっていただくには私たちもう少ししっかりチェックしていかなきゃいけないのかなと思いました。以上です。

○7西下敦基委員長 はい。ありがとうございます。この件に絡めて改めてまた他にあれば、発言を求めます。特に発言がないようですのでこれで自由討議を終了させていただいてよろしいでしょうか。はい。以上で自由討議を終わります。それでは採決を行います。議案第12号令和4年度菊川市一般会計補正予算第11号は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。はい。ありがとうございます。挙手全員よって議案第12号は原案のとおり可決するものと決定しました。ただいまの審査の結果は3月7日の本会議で報告させていただきます。これで一般会計予算決算特別委員会を閉じたいと思います。少しちょっと委員長の方から一つ提案をさせていただきたい、お伺いしたいことがあるんですけど、これをまた本会議で報告するときに、今日は審議したことが、採決されることに決したっていうだけで表現するのと、他の委員会のやつですと、主たる質疑とか自由討議を載せたりとかするんですけど。この自由討議について

は執行部がこの場にいないで聞いてなかったり議場でも聞く機会がないので。そういったものをこれからちょっと多少は入れて、自由討議を重要視しているということです。主たる質疑の方は無しか、少なめにして自由討議の主なところを議会としてはこんな意見が出ましたっていうことをちょっと執行部にわかるような感じで議場でも多少入れていければと思いますのでこういった意見をちょっと議会運営委員会の方でまた提案をしていきたいと思いますが。その点、皆さんよろしいでしょうか。調整とかはちょっと正副委員長におまかせしたりとか、多分細かいという調整とかもまだこれから出てくるので、どの段階でできるかは分かりませんが。よろしいでしょうか。はい。12番。

○12織部光男議員 12番織部です。議会改革ということで、予算の特別委員会の方も放映はされていないと市民はわからないということになっております。早くそれを解決してもらいたいんですけども。市民に情報公開するということであれば今委員長が言ったことはもう当然やるべきだと私は本会議場で、できるだけ詳しくやっていただきたい。このような意見です。

○7西下敦基委員長 はい。そういった意見もありましたが、議事録についてはホームページでも公開されてきますので。ただこの3時間4時間とかって審議したのは議場で目指していくのはなかなか無理があるのかなって私はちょっと思ってます。その分自由討議の方を多めに発言をしていった方がいいんじゃないかなと思いますがこれまたちょっと議運とか正副委員長とかで確認させていただきます。よろしいでしょうか。すいません。ありがとうございます。それでは小林副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

○9小林博文副委員長 皆さまお疲れ様でした。この補正もですね、今年度の第11号ということで、コロナ禍の中で補正が多くなっていますがその中で期末にかかる部分ですね出ていました。繰越とか、それから今の時期での補正なのかっていうような、こういうような課題がですね、今後の来年度の審査の中でもう1度徹底していただきたいと思えます。本日はお疲れ様でした。

○落合議会事務局長 互礼をもって終了いたしますのでご起立をお願いいたします。相互に礼。ありがとうございました。

閉会 10時04分